

第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念

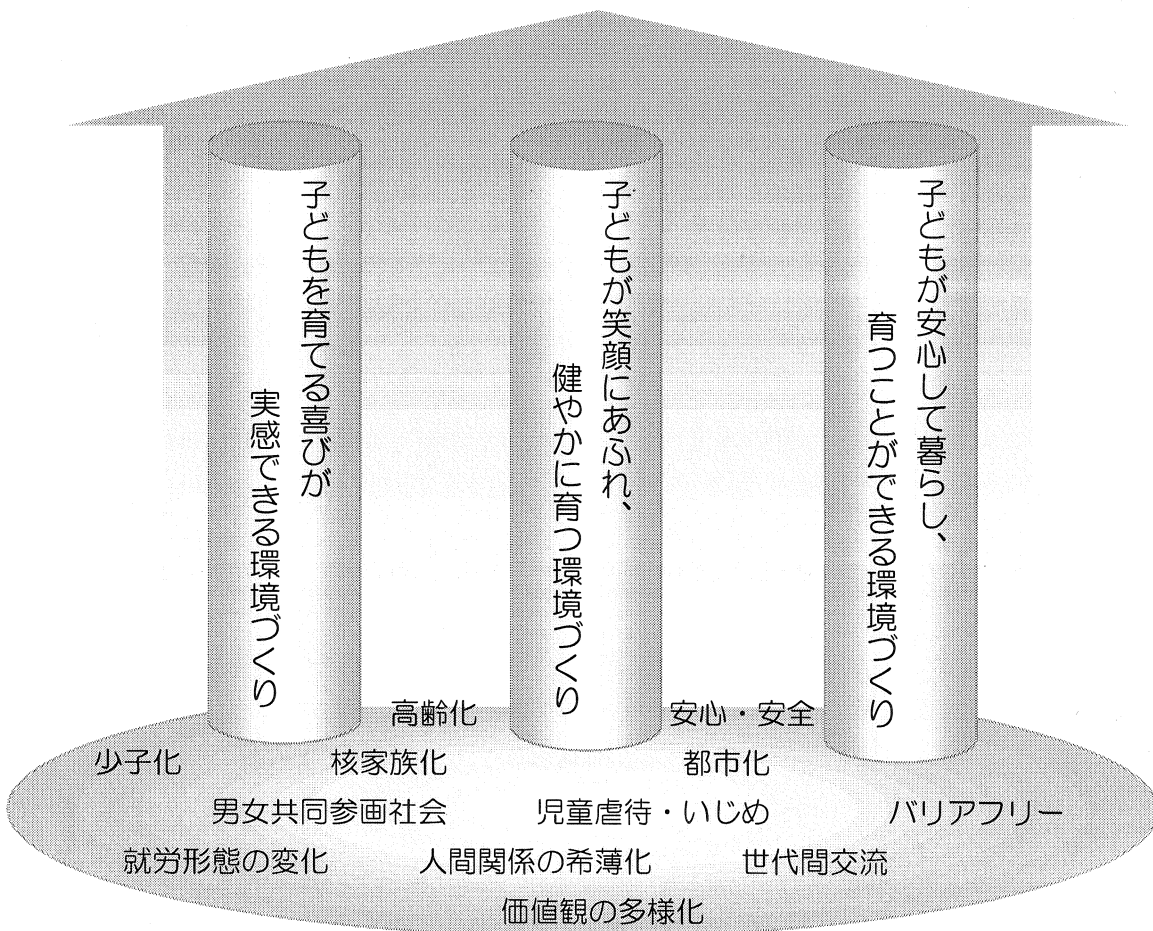
明日を担う子どもたちが、心豊かで健やかに育つことは、将来の社会を支え、発展するために欠かせないものです。

しかし、本市においても将来的には本格的な少子社会が予測されることをはじめ、価値観の多様化や核家族化、都市化の進展に伴う人間関係の希薄化など子どもを取り巻く環境は大きく変化してきており、親のみが子育てに関わるのではなく、地域社会や人と人とのふれあいを大切にしながら、子どもたちの成長を社会全体で支えていくことが求められています。

京田辺市では、家庭や地域の温かいまなざしと支えの中で、子どもたちが成長していく輝きが、世代を超えてすべての市民を結び、それによって明るい未来が描けるまちを目指します。

みんなで子育て 子どもきらきら 京田辺

—子どもの輝きが、すべての市民を結ぶ—



2 基本目標

(1) 子どもを育てる喜びが実感できる環境づくり

すべての家庭が夢を持って子育てができ、子育てに喜びや楽しみを見いだせることは、未来を築く原動力です。しかし、近年、国における少子化や人間関係の希薄化など、子育てを巡る社会環境も大きく変化してきており、子どもを産み、育てることに対する不安感や負担感を感じる人が増えています。

そこで、安心して出産・子育てができるように、母子保健サービスの充実を図るとともに、子育てに関する情報提供や多様な保育サービスの充実に努めるなど子育ての不安感や負担感の解消を図り、子育てを支えるさまざまな環境づくりを進めるほか、次代の親となる子どもに対する健康づくりに取り組みます。

また、子どもを産み育てることの重要性や男女が共に子育てし、子育ての喜びを共有するという意識の醸成に努めます。

(2) 子どもが笑顔にあふれ、健やかに育つ環境づくり

子どもの笑顔が輝くまちは、すべての人にとって心豊かなまちです。しかし、近年、子どもを取り巻く環境も大きく変化してきており、子どもの自主性や社会性が育まれにくくなってきています。

そこで、子どもが夢を持ち、調和のとれた人間として健やかに成長することを目指して、学校、家庭、地域が相互に連携して、健康な心身を育成し、自ら考え、判断する力や豊かな人間性、生きる力を育む環境づくりを推進します。

また、子どもを保護の対象としてのみ捉えるのではなく、権利の主体としてその人権が尊重されるよう、子どもの人権に関する教育・啓発活動を学校や地域など様々な場や機会を通じて推進するとともに、虐待やいじめなど子どもの人権侵害に対する予防、相談、支援体制の充実を図ります。

(3) 子どもが安心して暮らし、育つことができる環境づくり

子どもたちが地域社会の中で安心してのびのびと育っていくことは、みんなの誇りです。しかし、都市化の進展や核家族化の進行などに伴い、家庭の子育て力だけではさまざまな問題に対応しきれなくなっている現在、地域社会全体で子育てを支援し、見守っていくことが、従来にも増して重要になってくるなど、地域の子育て機能も変化してきています。

そこで、地域における子育て支援活動の充実を支援するとともに、世代間の交流、親同士の交流等を推進します。

また、ゆとりを持ち安心して子どもを育てるためには、生活環境の整備も重要であることから、豊かな自然環境の活用と保全等を進めるほか、都市基盤の整備においても、安心や安全の面から子どもや子育てにも配慮した取組みを進めるとともに、子どもたちを犯罪や事故から守るための取組みを進めます。

3 施策目標

1 子どもを育てる喜びが実感できる環境づくり

(1) 母と子の健康づくり支援

安心して子どもを産み、ゆとりを持って健やかに育てることができるよう、妊娠、出産から乳幼児期を通じて母と子の健康づくりや子どもの心身の健やかな発達を支援するとともに、思春期保健対策や*食育の推進などに取り組みます。

また、保健・福祉・医療に関わるサービスが総合的に、かつ、安心して受けられるよう関係機関あるいは地域等との連携を強化する中で、妊娠期はもちろん*周産期医療・小児医療体制の充実が図られるよう働きかけていくほか、障がいのある子どもの療育体制等の整備を推進します。

さらに、1歳～18歳未満の子どもの死因の第一位は事故死となっています。子どもを事故から守るには、親及び子どもがさまざまな安全に係る情報を知り身を守ることが必要です。不慮の事故を防ぐため、親及び子どもへの安全教育等にも取り組みます。

(2) 子育てに係る意識の啓発及び情報の充実

育児への不安感や負担感の解消などの支援体制の充実を図るため、子育てに関する相談体制の充実、及び地域子育て支援センター等、子育てを支援する拠点づくりを進めます。

また、すべての市民が、子育てについての理解を深め、家庭、地域、職域などすべての場で子育て支援の推進が図れるよう情報提供や講演会、研修会の開催等を通して子育て支援に関する意識の向上や次代の親づくりのための啓発活動等の推進を図り、社会全体で子育てに対する理解が深まる雰囲気を醸成します。

(3) 仕事と子育ての両立支援

女性の就労意識の向上や不安定な経済の影響等により共働き世帯が増加してきている中、認可保育所への入所希望者が増えている状況において待機児童を出さないよう、保育所の整備を図ります。また、保育ニーズの多様化に対し、病児保育をはじめ多様で弾力的なサービスの充実を図ります。

留守家庭児童会においても働く親の子育て支援を行います。

*食育

食に関する教育をさすが、単に望ましい食習慣のための知識を身に付けるだけでなく、食卓での一家団らんを通じて社会性を育んだり、わが国の食文化を理解したりすることも含む幅広い教育を含む。

*周産期医療

妊娠後期から新生児早期までの期間、母体・胎児・新生児を総合的に管理して母と子の健康を守るための医療をいう。

また、ファミリー・サポート・センター事業においては、ひとり親家庭への配慮や体調不良の児童への対応等内容の充実を図り、仕事と子育ての両立を支援するための施策の推進を図ります。

さらに、男女が協力して共に子育てに参加する意識が浸透し、子どもをもちたいと思える社会づくりや子どもを産みやすく、育てやすい、そして子育てが楽しいと感じられるとともに、家庭人・社会人としても充実した生活の実現が目指せるような環境づくりを推進します。

2 子どもが笑顔にあふれ、健やかに育つ環境づくり

(1) 心身を健やかに育む子育て環境の充実

近年、不登校などの問題がより複雑化、深刻化し、心身ともに健やかに子どもを育てることが難しくなっています。

そこで、次代の担い手である子どもが、心豊かに生きる力¹を伸ばすことができるようカウンセラー配置や適応指導教室の充実など子どもへの相談支援を進めるとともに、教育環境の整備・内容の充実、体験学習の充実、子どもの居場所づくりの推進に努めます。

また、子どもが個性を發揮し、主体性や創造性を育みながら成長できる環境を整えるため、地域のスポーツ・文化活動、社会活動等の活性化や国際交流の促進を図るとともに、遊びなどを通じた仲間づくりを進めます。

このほか、子どもがのびのびと心豊かに育つよう、子どもを取り巻く諸問題に対する相談体制の充実、各種手当や経済的支援策の推進に努めます。

(2) 子どもの権利擁護の推進

すべての子どもは、心身ともに健やかに生まれ、成長するために欠かせない基本的な権利を持っており、家庭環境や障がい等の有無でこれらの権利が侵害されることのないよう保障されています。

あらゆる場面において、子どもの視点に立った施策を総合的に推進し、市民とともに子どもを大切にする環境づくりを進めます。一方では、市民に対する研修会やイベントなどを通じて人権意識の高揚・児童福祉の理念の周知に努めます。

また、子どもの心身の発達に重大な影響を及ぼすいじめの問題など子どもへの権利侵害が社会問題化する中、関係機関との連携を強化するなど子どもの人権を守る体制の充実を図るほか、相談体制の充実や実効性のある講座・研修等に取り組み、子どもたちの生き生きとした成長を支援します。

¹ 生きる力

文部科学省の中央教育審議会では、①自分で課題をみつけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する能力、②自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性とたくましく生きるための健康や体力をさしている。

(3) 子どもの虐待防止対策の充実

児童虐待が疑われる件数は年々増加しており、現在、関係者を含めた要保護児童対策地域協議会やケース検討会等を中心に対応しています。親は子どもを可愛いと感じながらも、経済力の低さや育児不安・ストレス等により、突発的に虐待行動に走る可能性があるという状況が、ごく一般的な家庭においても見られるようになってきています。

このような状況は、単に親から子どもを引き離すだけで解決できるものではなく、子どもの安全を確認しつつ、親の育児における辛い気持ちに寄り添いながら、人としての成長を促す等きめ細かな支援の充実を図ります。一方、子どもの生命にかかわるなど重大な場合については、緊急保護の体制整備を図ります。

以上のような取組みを進めるため、虐待予防に係わる関係者の専門性の向上を図るため、研修等の充実を図ります。

3 子どもが安心して暮らし、育つことができる環境づくり

(1) 地域における子育て支援の推進

将来の本格的な少子社会及び核家族化の進行、また、地域社会の連帯感の希薄化などにより家庭や地域の子育て力が低下し、子育てに伴う負担感・不安感が増大する一因ともなっています。

そこで、「子どもは地域の一員」の認識の下、さまざまな地域活動への子どもの参画を促進し、高齢者など幅広い世代との交流を図るとともに、地域における子育て力の再生を図り、地域ぐるみの子育て支援の取組みを進めます。

子育て支援者等の協働のもとで「子ども自然遊びマップ」を作成し、自然の中で遊べる身近な場所を広く知らせる活動を展開していきます。

(2) 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

子育てを安心して行うことができるよう、公共施設などの整備においては、子どもや妊産婦をはじめとするあらゆる人が利用しやすいという視点（ユニバーサルデザイン²）にも配慮するとともに、子どもを犯罪や交通事故の被害から守る防犯対策や交通安全対策、子どもの緊急避難場所の指定などを地域や関係機関などと連携しながら進めます。また、地震等の災害に備え保育所、幼稚園、小学校、中学校の建物の耐震化を進め、子ども達の安全な環境整備を目指します。

また、野外活動センター等での自然学習体験や誕生記念樹の配布などを通して、豊かな自然を活かし、恵まれた環境の中で子育てを行うことの大切さを再認識するとともに、次世代にその大切さを引き継ぎます。

² ユニバーサルデザイン

まちづくりや商品のデザインなどについて、能力あるいは障がいのレベルにかかわらず、すべての人が利用しやすいデザインを最初から取り入れる方法。

4 施策の体系

<基本目標>

<施策目標>

<基本施策分野>

